

佐野市競争入札参加資格者名簿登録業者 様

佐野市長 岡 部 正 英(公印省略)

## 契約約款の一部改正について（お知らせ）

建設工事等の入札制度及び契約約款を次のとおり変更しますのでお知らせします。

### 1 契約約款の一部改正について

建設工事に係る社会保険等未加入対策として、下請負人においても健康保険等の加入を義務とする改正を行います。この改正に伴い、受注者は**社会保険等未加入建設業者**を下請契約の相手方とすることはできなくなりますのでご注意ください。

なお、具体的な取り扱いについては、別紙「社会保険等未加入対策に係る建設工事請負契約書の改正等について」を参照してください。

※平成31年4月からの契約については、**新約款（31.4.1 の標記のあるもの）**を佐野市ホームページよりダウンロードし使用してください。

#### ○参考 新約款（工事 金銭保証 10%の例）

（工事工程表及び請負代金内訳書）

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、工事工程表を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。

2 受注者は、請負約款を変更する場合には変更の工事工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。この場合においては前項の規定を準用する。

3 受注者は、発注者から請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

5 第1項の規定は、請負代金額が50万円未満の工事には適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

6 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第8条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

（1）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（2）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

## 2 建設業者の選定基準の改正について

建設業者の選定基準を下記のとおり変更いたします。

工事種類	等級 区分	総合点数		発注標準設計金額	
		現行	改正後	現行	改正後
土木一式工事	A 級	820 点以上	—	2,500 万円以上	2,000 万円以上
	B 級	820 点未満 700 点以上	820 点未満 720 点以上	2,500 万円未満 800 万円以上	2,000 万円未満 800 万円以上
	C 級	700 点未満	720 点未満	800 万円未満	—
建築一式工事	A 級	730 点以上	—	1,500 万円以上	—
	B 級	730 点未満	—	1,500 万円未満	—
管工事	A 級	720 点以上	740 点以上	1,000 万円以上	—
	B 級	720 点未満	740 点未満	1,000 万円未満	—

## 3 佐野市建設工事入札参加者選定要綱の一部改正について (格付け主観的要素の採点基準の改正)

格付けをする際の主観的要素について、個人住民税の特別徴収実施状況を廃止し、建設業労働災害防止協会の加入状況、佐野市消防団員の雇用状況及び障がい者の雇用状況について加点項目とすることとします。

○佐野市建設工事入札参加者選定要綱

現 行	改 正 案
第 5 条 (略)	第 5 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 主観的点数は、 <u>市発注工事の成績及び佐野市税条例(平成 17 年佐野市条例第 63 号) 第 44 条の規定による特別徴収の実施状況により算定する。</u>	3 主観的点数は、次に掲げる項目により算定する。 <u>(1) 市発注工事の成績</u> <u>(2) 建設業労働災害防止協会の加入状況</u> <u>(3) 佐野市消防団員の雇用状況</u> <u>(4) 障がい者の雇用状況</u>

#### 4 資本関係又は人的関係のある者同士の同一入札への参加制限における人的関係の取扱いの改正について

入札参加者間において入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公平な入札の執行の観点から同一入札の参加を制限しています。

人的関係における役員には社外取締役を含んでいますが、会社法改正等により社外取締役の積極的な活用が求められていることから、社外取締役を人的関係における役員の対象から除外する改正を行います。

○資本関係又は人的関係のある者の同一入札への参加を制限する運用基準

現 行	改 正 案
役員とは次の者とする。 1 会社等の代表権を有する取締役 2 取締役(社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。) 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者 ただし、監査役、執行役員は役員としない。	役員とは次の者とする。 1 会社等の代表権を有する取締役 2 取締役(社外取締役、 <u>委員会等設置会社の取締役</u> を除く。) 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者 ただし、監査役、執行役員は役員としない。

問い合わせ先

佐野市役所 契約検査課 契約係  
電話 0283-20-3027